

令和 8 年 8 月千葉豪雨災害義援金募集要綱

1 目的

令和 8 年 8 月千葉豪雨により、千葉県では浸水等により多数の家屋被害等が発生していることから、県内の被災者に対する生活再建支援の一環として義援金を募集する。

2 用途

重傷者・全半壊等の被害を被った世帯に対し、見舞金として支給する。

3 募集開始日

令和 8 年 8 月 1 9 日（水）

※募集期間は令和 8 年 1 1 月 3 0 日（月）までとする。

4 受付口座

千葉銀行県庁支店 普通預金 3224371

千葉興業銀行本店営業部 普通預金 1194080

京葉銀行本店営業部 普通預金 5750881

ゆうちょ銀行 00190-7-636268

※口座名義及び加入者名は「令和 8 年 8 月千葉豪雨災害義援金」

ゆうちょ銀行は、「令和 8 年 8 月千葉豪雨災害義援金（千葉県）」

5 振込手数料の取り扱い

上記 4 に記載の 4 行を含め、地方銀行協会加盟行及び第二地方銀行加盟行の窓口での振り込みは無料（ＡＴＭ、インターネットは有料）。

6 配分方法

災害義援金配分委員会において配分を決定する。

7 受領証の発行

受領証を希望する者の申請に対して発行する（別紙様式）。

8 税制上の取り扱い

（１）所得税法第 78 条第 2 項第 1 号の規定に基づく寄附金控除（2 千円を超える分について）、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号の規定に基づく寄附金控除（2 千円を超える分について）、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく損金として扱われる。

（２）銀行振込又は郵便振込（振替、払込を含む）により、義援金取扱口座へ送金した場合は、控えとして手元に残る振込金受取書（受領書）又は郵便振替受領証の原本に本義援金募集ホームページの写しを添付し、損金及び寄附金控除等を受けるための受領書（証明書）に代えることができる。

9 残余金

受給対象者の死去や受け取りの辞退、配分の際の端数等により発生した残余金の取扱は、災害義援金配分委員会において決定する。

附 則

この要綱は、令和８年８月１７日から施行する。

この要綱は、令和８年８月２１日から施行する。